

SUAC 文化政策・経営フォーラム会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は静岡文化芸術大学文化政策・経営フォーラムと称し、略称として SUAC 文化政策・経営フォーラムと称する。

第2条（事務所）

本会は、主たる事務所を静岡県浜松市に所在する静岡文化芸術大学文化・芸術研究センター内に置く。

2 本会は、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

本会は、静岡文化芸術大学大学院文化政策研究科、静岡文化芸術大学エグゼクティブ・プログラム、文化施設・実演芸術団体のためのアートマネジメント実践ゼミナールの修了生間の交流促進により、文化を通じた社会の発展に貢献する人材育成とキャリア開発を行うことを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、静岡文化芸術大学と連携し、次の事業を行う。

- (1)文化を通じた社会の発展に貢献する人材の能力開発・育成とキャリア開発の研修・教育
- (2)文化を通じた社会の発展に貢献する人材の能力開発・育成とキャリア開発の調査・研究
- (3)文化を通じた社会の発展に貢献する人材の能力開発・育成とキャリア開発に関する支援
- (4)その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 本会は、前項の事業を静岡県及び日本国内外において行う。

第3章 会員

第5条（会員）

本会の会員は、次の3種とする。

(1)正会員 次の資格の1つを備え、本会の趣旨に賛同して会費を納める者。

- ・静岡文化芸術大学大学院文化政策研究科修了生
- ・静岡文化芸術大学エグゼクティブ・プログラム修了生
- ・文化施設・実演芸術団体のためのアートマネジメント実践ゼミナール修了生

(2)準会員 次の資格の1つを備える者。

- ・静岡文化芸術大学大学院文化政策研究科在学生
- ・静岡文化芸術大学エグゼクティブ・プログラム受講生

(3)賛助会員 静岡文化芸術大学の役員、専任教員、非常勤教員、研究員、事務職員の経験者で、本会の趣旨に賛同し会費を納める者。

第6条（入会）

会員として入会しようとする者は、理事会の定める入会申込書をSUAC文化政策・経営フォーラム事務局に提出し、理事会の承認を得ることで会員となる。

第7条（会費）

正会員は、代議員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、代議員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

第8条（任意退会）

会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第9条（除名）

会員が次のいずれかに該当するときは、代議員総会において、総代議員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1)この会則その他の規則に違反したとき。
- (2)本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

第10条（会員資格の喪失）

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1)第7条の義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2)死亡し、又は解散したとき。

第4章 代議員

第11条（代議員）

本会の正会員のうち、概ね10人の中から1人の割合で代議員を選出する。

2 端数の取り扱いについては理事会で定める。

第12条（代議員の選挙）

代議員は、正会員の中から正会員の選挙により選出する。

- 2 正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 3 第1項の代議員選挙は、2年に1度実施する。
- 4 代議員選挙を行うため必要な細則は、理事会が別に定める。

第13条（代議員の任期）

代議員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第14条（補欠の代議員）

代議員が欠けた場合には、第12条第3項の定めにかかわらず補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、当該欠けた代議員の任期の満了する時までとする。

第15条（正会員の権利）

本会の正会員は、代議員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1)会則閲覧等の権利
 - (2)会員名簿の閲覧等の権利
 - (3)代議員総会の議事録閲覧等の権利
 - (4)計算書類等閲覧の権利
- 2 前項各号の他、本会の正会員は次の権利を有する。
 - (1)第12条に定める代議員選挙における権利
 - (2)代議員総会における質問・意見陳述の権利

第16条（任意退任）

代議員は、理事会において別に定める代議員退任届を提出することによりいつでも退任することができる。

第17条（解任）

代議員が本会の名誉を傷つけ、または代議員としての義務を怠り、もしくは第3条の目的に反する行為をしたときは、代議員総会の決議を経て、その代議員を解任することができる。

第18条（資格の喪失）

前2条の場合のほか、代議員は次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1)第7条の義務を2年以上履行しなかったとき
- (2)本人を除く代議員全員が同意したとき
- (3)死亡したとき

第 5 章 代議員総会

第 19 条（種類）

本会の代議員総会は、通常総会と臨時総会の 2 種類とする。

第 20 条（構成及び議決権）

代議員総会は、第 11 条に定める代議員をもって構成する。

2 代議員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

第 21 条（権限）

代議員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 各事業年度の事業報告及び決算
- (3) 理事及び監事の報酬等の額の決定又はその規程
- (4) 会則の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において代議員総会に付議するものと議決された事項

第 22 条（開催）

通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が開催を決議した場合
- (2) 代議員総数の 5 分の 1 以上の代議員から会議の目的を記載した書面による開催の

請求

第 23 条（召集）

代議員総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号による請求があった場合は、その日から 30 日以内に臨時総会を開催するものとし、その旨の招集通知を発しなければならない。

3 代議員総会を招集するときは、総会の目的、日時、場所、審議事項及び書面決議に関する事項を記載した書面により、2 週間前までに通知する。

第 24 条（議長）

代議員総会の議長は、当該代議員総会において代議員の中から選出する。

第 25 条（決議）

代議員総会の決議は、総代議員の過半数の代議員が出席し、出席した当該代議員の過半数をもって行う。可否同数の場合は議長が裁決する。この場合、議長は前段の議決に加わることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は総代議員の 3 分の 2 以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 会則の変更
- (4) 解散

第 26 条（議決権の事前および代理行使等）

代議員は、予め通知された総会の議案について、事前に書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

2 前項のほか、代議員は書面をもって総会における議決権の行使を他の出席代議員に委任することができる。

3 前各項の場合における第 25 条の規定の適用については、当該代議員は出席したものとみなす。

第 27 条（議事録）

代議員総会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、代議員総会に出席した代議員の中から 2 名以上の議事録署名人を指定し、その者の記名押印を必要とする。

第 6 章 役員

第 28 条（役員の設置）

本会は、次の役員を置く。

- (1) 理 事 10 名以上 15 名以内
- (2) 監 事 2 名以上 5 名以内

第 29 条（役員の選任）

理事及び監事は、正会員の中から代議員総会の決議により選任する。

- 2 理事会の議決により、理事長 1 名、副理事長 1 名を定める。
- 3 第 2 項の理事長をもって団体の代表理事とする。

第 30 条（理事の職務および権限）

理事は、理事会を構成し、本会の運営に係る職務を遂行する。

2 理事長は、本会を代表して業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐して本会の業務を執行する。

また、理事長に事故あるときは副理事長がその業務執行に係わる職務を代行する。

4 理事長は、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

5 理事長は、理事会の承認を得て、会員の中から事務局長を指名することができる。

第 31 条（監事の職務および権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成するほか、理事会に出席して必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

第 32 条（役員の任期）

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する代議員通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する代議員通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

4 理事又は監事は、任期満了又は辞任により退任した後も、第 28 条に定める定数を欠く場合は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第 33 条（役員の解任）

理事及び監事は、代議員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には総代議員の 3 分の 2 以上の多数をもって行わなければならない。

第 34 条（役員の報酬）

役員に対し、その職務執行の対価として報酬を支払うことができる。また、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

2 前項に関し必要な事項は、代議員総会の決議により別に定める役員の報酬等に関する規程による。

第 7 章 理事会

第 35 条（構成）

本会は、理事会を置き、理事会は全ての理事により構成される。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

第 36 条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- （１）本会の業務執行の決定
- （２）理事の職務の執行の監督
- （３）理事長の選定及び解職

第 37 条（召集）

理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合には、理事会の日の前日までに各理事及び各監事にその通知を発しなければならない。

第 38 条（議長）

理事会の議長は、理事長が務める。理事長に事故があるときは、理事の中から議長を選出する。

第 39 条（決議）

理事会の決議は過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 40 条（議事録）

理事会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、理事会に出席した理事または監事の中から 2 名以上の議事録署名人を指定し、その者の記名押印を必要とする。

第 8 章 資産および会計

第 41 条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり（翌年）3 月 31 日に終わる。

第 42 条（事業計画および収支予算）

本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

第 43 条（事業報告および収支決算）

本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- （１）事業報告
- （２）事業報告の附属明細書
- （３）貸借対照表
- （４）損益計算書（正味財産増減計算書）
- （５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、代議員通常総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号、第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、会則を主たる事務所及び従たる事務所に、代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 9 章 定款の変更および解散

第 44 条（定款の変更）

この会則は、代議員総会の決議によって変更することができる。

第 45 条（解散）

本会は、代議員総会の決議により解散する。

第 46 条（剰余金の処分制限）

本会は、剰余金の分配をすることはできない。

第 47 条（残余財産の帰属）

本会が清算する場合において有する残余財産は、代議員総会の決議を経て、公立大学法人静岡文化芸術大学に贈与するものとする。

第 10 章 事務局

第 48 条（事務局の設置）

本会は、事業を実施し事務を処理するため事務局を設置し、SUAC 文化政策・経営フォーラム事務局と称する。

- 2 事務局長は、理事会の承認を得て、正会員の中から理事長が指名する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 公告の方法

第 49 条（公告の方法）

本会の公告は、電子公告により行う。

第 12 章 補則

第 50 条（会則に定めのない事項）

本会は、法令その他の社会規範を遵守し、本会則に定めのない事項は一般社団・財団法人法の定めに従うものとする。

2 本会の運用に関する必要な事項は、本会則に定めるもののほか、代議員総会又は理事会の決議により別に定める。

附則

1. 本会則は 2016 年 4 月 1 日より施行する。

2. 本会則の規定に関わらず、設立時の代議員は以下の者とする。

石井 茂、石川緋名子、岸 正人、木南憲一、鈴木恵梨香、鈴木基規、丹治 陽、戸舘正史、中川広一、樋口雅史、松本麻未、村松 厚、山口将紀 以上。

3. 本会則の規定に関わらず、第 1 回の代議員総会を開催するまでの間の役員は以下の者とする。

・理事

石井 茂、石川緋名子（事務局長）、岸 正人、木南憲一、丹治 陽、戸舘正史、中川広一、樋口雅史、松本麻未、村松 厚（理事長）、山口将紀 以上。

・監事

鈴木恵梨香、鈴木基規 以上。